

■天草市空き家活用事業補助金 受給手続きフロー図



移住・定住コーディネーターに
事前に相談しておく
スムーズです♪



空き家等情報バンクに登録されている物件の成約後

補助金交付申請

- 補助金等交付申請書（様式第2-1号）
- 事業計画書（様式第2-1号別紙1）・収支予算書（様式第2-1号別紙2）
- 売買・賃貸契約書の写し
- 見積書、もしくは写し
- 空き家の図面
- 現況写真
- 誓約・承諾書（様式第2-1号別紙3～5）
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の戸籍の附票 ※請求先：現在本籍地のある自治体
- 納税証明書（滞納のない証明書） ※取得から3ヶ月以内のもの
- 確認書（借借人のみ）
- その他市長が必要と認める書類

交付決定通知書の送付

交付決定通知書の発行日以降に改修等を開始
費用のお支払い
※改修内容や予算に変更が生じた場合は速やかに報告。

実績報告

- 実績報告書（様式第2-6号）
- 事業実績書（様式第2-6号別紙1）
- 収支決算書（様式第2-6号別紙2）
- 領収書の写し・請求書の写し
- 工事写真（工事中・工事後）
- 交付申請時点で移住予定者だった場合は、転入後の世帯全員の住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

※交付対象事業の完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の
属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。

確定通知書

書類の審査後、現地確認を行います。
問題なければ確定通知書を送付いたします。

交付請求

- 交付請求書

約2週間後の木曜日に入金になります。

申
請
者

天
草
市
地
域
政
策
課

【天草市空き家活用事業補助金 対象者】

(1) 利用登録者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者

- 【ア】 所有者等との間で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を行っている者
(ただし、所有者等の3親等以内の親族の場合を除く。)
- 【イ】 交付申請時点において、住民基本台帳等に登録されていない者(以下「移住予定者」という。)
又は、本市に転入した日から起算して180日以内(その日が休日に当たるときは、その前日までの
休日でない日)の者(以下「移住者」という。)
- 【ウ】 本市以外(上天草市及び苓北町を除く。)から空き家(所有者等が交付対象者の3親等以内の親族の
場合を除く。)に転入、または転入を予定し、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 過去に本市(天草市設置前の旧市町を含む。)に居住したことがないこと。
 - (イ) 過去に本市を転出し、5年以上経過していること。
- 【エ】 空き家の売買契約又は賃貸借契約日から起算して180日以内(その日が休日に当たるときは、
その前日までの休日でない日)の者。
- 【オ】 改修等の実施後30日以内に本市の住民基本台帳等に登録する者(既に登録している者を除く。)
- 【カ】 世帯員に転勤による者を含まないこと。ただし、空き家を購入し、居住する場合はこの限りではない。
- 【キ】 世帯員に生活保護の受給者及び市税等の滞納者を含まないこと。
- 【ク】 児童、生徒、学生のみのお世帯でないこと。
- 【ケ】 移住予定者の場合は本市に転入した日から起算して3年以上、移住者の場合は交付申請の日から
起算して3年以上継続して本市に居住する意思を有する者。
- 【コ】 自らの負担で改修等をしようとする者
- 【サ】 過去にこの補助金を受けたことがない者

(2) 所有者等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者

- 【ア】 利用登録者との間で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を行っている者
(ただし、利用登録者の3親等以内の親族の場合を除く。)
- 【イ】 空き家の売買契約又は賃貸借契約の日から起算して180日以内
(その日が休日に当たるときは、その前日までの休日でない日)の者
- 【ウ】 市税等の滞納がない者
- 【エ】 利用登録者に賃貸住宅として3年以上提供する者
(ただし、当該家屋を賃貸後に当該利用登録者へ売却した場合は、この限りでない。)

※所有者等の補助金の交付回数は、同一の空き家に対して、1回限りとする。

(3) 市有物件購入者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者。

- 【ア】 利用登録者であって、本市との間で空き家の土地建物売買契約を締結した者。
- 【イ】 交付申請時点において、移住予定者又は移住者であること。
- 【ウ】 天草市市有財産活用サイト（ホームページ）財活あまくさに掲載された売却が可能な建物であって、要綱第4条第2項第2号に規定する土砂災害警戒区域（レッドゾーン）に含まれていないもの。
- 【エ】 本市以外（上天草市及び苓北町を除く。）から空き家に転入、又は転入を予定し、次のいずれかに該当すること。
 - （ア） 過去に本市（天草市設置前の旧市町を含む。）に居住したことがないこと。
 - （イ） 過去に本市を転出し、5年以上経過していること。
- 【オ】 空き家の土地建物売買契約を締結した日から起算して180日以内（その日が休日に当たるときは、その前日までの休日でない日）の者（ただし、この要領の施行の日（令和6年4月1日）の前日から遡り起算して1年以内（その日が休日に当たるときは、その前日までの休日でない日）に市有物件を購入し、土地建物売買契約を締結した者を含む。）
- 【カ】 改修等の実施後30日以内に本市の住民基本台帳等に登録する者（既に登録されている者を除く。）
- 【キ】 世帯員に生活保護の受給者及び市税等の滞納者を含まないこと。
- 【ク】 児童、生徒、学生のための世帯でないこと。
- 【ケ】 移住予定者の場合は本市に転入した日から起算して3年以上、移住者の場合は交付申請の日から起算して3年以上継続して本市に居住する意思を有する者。
- 【コ】 自らの負担で改修等をしようとする者
- 【サ】 過去にこの補助金を受けたことがない者

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定める額。
ただし、家財道具の搬出、処分のみの場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。

【補助金の対象経費】

空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等の改修に係る費用及び家財道具の搬出、処分に要する費用。
※詳細につきましては、天草市地域政策課定住促進係までお問い合わせください。

※市有物件購入者等の補助金の交付回数は、同一の空き家に対して、1回限りとする。

問合せ・提出先
〒863-8631
熊本県天草市東浜町8番1号
天草市役所 地域振興部 地域政策課 定住促進係 宛
TEL : 0969-27-6000 FAX : 0969-24-2744
Mail : iju@city.amakusa.lg.jp